

第百九十八号議案

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

令和五年十二月五日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例
 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成十四年東京都条例第百六十一号）の一部を次のよう
 に改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

号	給	給	料	月	額
一			三	七	三、二〇〇円
二			四	二	〇、六〇〇円
三			四	七	〇、七〇〇円
四			五	三	六、七〇〇円
五			六	〇	九、三〇〇円
六			六	九	三、三〇〇円

第百九十八号議案 東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第四条第五項中「別表第一イの項の表備考3に掲げる」を「第五条第一項第一号イに規定する行政職給料表(一)に掲げる一級二十九号給の」に改める。

第五条中「百分の百七十二・五」を「百分の百七十五」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第四条第一項及び第五項の規定は令和五年四月一日から、改正後の条例第五条及び次項の規定は同年十二月一日から適用する。

(期末手当に関する特例措置)

- 3 令和五年十二月に支給する期末手当に係る改正後の条例第五条の規定の適用については、同条中「百分の百七十五」とあるのは、「百分の百七十七・五」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支払われた給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

東京都人事委員会勧告等に伴い、任期付職員の給与を改定する必要がある。